

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【公表番号】特表2013-526940(P2013-526940A)

【公表日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【年通号数】公開・登録公報2013-034

【出願番号】特願2013-511205(P2013-511205)

【国際特許分類】

A 6 1 B 18/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/39 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月2日(2014.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遠位端を有する細長部材と、

前記細長部材の前記遠位端に結合された先端部であって、前記細長部材の一方側の先端点を含むベベル部分を備える先端部と、

少なくとも部分的には前記細長部材内の第1の位置と、少なくとも部分的には前記細長部材の外側である第2の位置であって、前記細長部材の前記一方側の第2の位置との間で移動可能である複数のフィラメントであって、前記複数のフィラメントおよび前記先端部はプローブから高周波エネルギーを伝達し単極電極として動作するように構成される、複数のフィラメントと、

を備えることを特徴とする、ニードル。

【請求項2】

前記ベベル部分は、約20°から約30°までの範囲内のベベル角度を有することを特徴とする、請求項1に記載のニードル。

【請求項3】

前記複数のフィラメントのそれぞれは、前記先端部から見て外を向くベベルを備える遠位端を有することを特徴とする、請求項1または2に記載のニードル。

【請求項4】

前記複数のフィラメントの前記ベベルは、約25°から約35°までの範囲内の角度であることを特徴とする、請求項3に記載のニードル。

【請求項5】

单一のワイヤが、前記複数のフィラメントを含むことを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載のニードル。

【請求項6】

少なくとも部分的に前記先端点を覆う絶縁コーティングをさらに含むことを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載のニードル。

【請求項7】

前記先端部は、少なくとも部分的に前記細長部材内にシステムを含み、前記システムは第1のフィラメントルームと第2のフィラメントルームとを含むことを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載のニードル。

【請求項 8】

前記システムは、第3のルーメンを備え、前記ペベル部分は、前記第3のルーメンと連通する流体ポートを備えることを特徴とする、請求項7に記載のニードル。

【請求項 9】

前記細長部材は、近位端を有し、前記ニードルは、前記細長部材の前記近位端に結合された回転展開機構をさらに含み、前記回転展開機構は前記先端部に關して前記複数のフィラメントの部分的展開を示す印を含むことを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載のニードル。

【請求項 10】

前記印は、聴覚的および触覚的戻り止めのうちの少なくとも1つを備えることを特徴とする、請求項9に記載のニードル。

【請求項 11】

前記細長部材は、近位端を有し、前記ニードルは、前記細長部材の前記近位端に結合されたフィラメント展開機構をさらに含み、前記フィラメント展開機構は、

前記複数のフィラメントに結合されたシステムを備える前進ハブと、

螺旋状のトラックを備えるスピンドルであって、前記前進ハブの前記システムが少なくとも部分的に前記スピンドルの内側にある、スピンドルと、

前記螺旋状のトラックと連携するように構成された螺旋状のねじ山を備えるシステムを含むメインハブであって、前記メインハブの前記システムが少なくとも部分的に前記スピンドルの内側にあり、前記前進ハブの前記システムが少なくとも部分的に前記メインハブの内側にある、メインハブとを備え、

前記フィラメントは、前記スピンドルの回転後に、前記第1の位置と前記第2の位置との間で移動するように構成されることを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載のニードル。

【請求項 12】

单一のワイヤが、前記複数のフィラメントを含み、前記ワイヤの近位端は、前記前進ハブの前記システムに結合されることを特徴とする、請求項11に記載のニードル。

【請求項 13】

前記螺旋状のトラックおよび前記螺旋状のねじ山のうちの少なくとも一方は、前記複数のフィラメントの部分的展開または引き込みを示すように構成された複数の戻り止めを備えることを特徴とする、請求項11または12に記載のニードル。

【請求項 14】

前記第1の位置は、完全に引っ込められた位置であり、前記第2の位置は、完全に展開された位置であり、前記戻り止めは、前記フィラメントが前記第1の位置と前記第2の位置との間の第3の位置、前記第3の位置と前記第2の位置との間の第4の位置、および前記第4の位置と前記第2の位置との間の第5の位置にあるときに、使用者に聴覚的または触覚的フィードバックを送るように構成されていることを特徴とする、請求項13に記載のニードル。

【請求項 15】

前記複数のフィラメントは、前記第3の位置の前記先端点の近位にあり、前記複数のフィラメントは、前記第4の位置の前記先端点に実質的に縦方向に揃えられ、前記複数のフィラメントは、前記第5の位置の前記先端点の遠位にあることを特徴とする、請求項14に記載のニードル。